

学 生 各 位

保健管理センター長

## 感染症発症時の報告について（通知）

平成23年12月より、インフルエンザ以外の感染症についても、保健管理センターにおいて感染情報を集約し、学内外での感染拡大防止に対処してきましたが、その重要性に鑑み、この度、改めて通知をいたします。

インフルエンザ等の感染症に感染(疑いを含む。)した場合は、速やかに、所属学部の学務担当係に連絡してください。報告された情報を保健管理センターで集約し、学内での感染拡大を防ぐための対策を取ります。

感染症による「出校停止」に伴う欠席については、修学上の配慮がなされますので、無理に登校して感染を拡大させないよう、療養につとめてください。出校停止期間終了後は、医師の許可を受けてから登校してください。また、発病者を特別視したり、迷惑視したりしないでください。

感染症とは、病原微生物（ウイルス、細菌等）が、経口、経皮、その他種々の経路により生体に侵入して増殖し、又は毒素を出して起こす病気をさしますが、報告をお願いするのは、学校保健安全法施行規則第18条に定める「学校において予防すべき感染症」等についてで、下の表に示します。

	「学校において予防すべき感染症」の種類 【出校停止の期間】
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型が H5N1、H7N9 であるものに限る。）【 <b>治癒するまで</b> 】
第二種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）を除く）【<b>発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで</b>】</li> <li>・百日咳【<b>特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</b>】</li> <li>・麻疹（はしか）【<b>解熱後3日を経過するまで</b>】</li> <li>・流行性耳下腺炎（おたふく風邪）【<b>耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで</b>】</li> <li>・風疹（三日ばしか）【<b>発疹が消失するまで</b>】</li> <li>・水痘（みずぼうそう）【<b>全ての発疹が痂皮化するまで</b>】</li> <li>・咽頭結膜熱【<b>主要症状が消退した後2日を経過するまで</b>】</li> <li>・結核、髄膜炎菌性髄膜炎【<b>症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで</b>】</li> </ul>
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病【 <b>症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで</b> 】

## 【インフルエンザについて】

インフルエンザ迅速診断の陽性率は50～70%です。インフルエンザの診断は、臨床症状などから総合的に行われます。そのため、「陰性」でも抗インフルエンザ薬（タミフル、リレンザなど）が処方されることがあります。このような疑い例は、「陰性」でも、報告してください。

感染を疑う自覚症状があったら、マスク着用の上、医療機関を受診し、医師の指示に従って、自宅療養に専念してください。インフルエンザの場合、「発症後5日間かつ解熱後2日間」の自宅待機が学校保健安全法で義務付けられています。解熱しても、ウイルスが消失するまでは時間がかかるからです。医師から登校の許可が出ても、症状が消失するまではマスク常用を遵守してください。家族が感染した場合、登校することは可能ですが、マスク着用の上、手洗い等を必ず行ってください。